

平成30年12月19日

| 発言者 | 発言要旨 |
|----------|---|
| 船山委員 | <p>生産者により「雪若丸」の収量に相当な開きがあるようである。「雪若丸」の集荷状況、収量が開いた原因と対策はどうか。</p> |
| 水田農業推進主幹 | <p>農林水産省が公表した10月31日現在の平成30年産「雪若丸」の検査数量は、7,606t、一等米比率は98.6%となっている。また、JAや主な生産者の聞き取りでは、昨年並みの収量を確保した生産者がいる一方で、1反当たり7俵まで届かなかった生産者もいた。</p> <p>原因について、農業技術普及課やJA、主な生産者から聞き取りを行っているが、一番のポイントは、6月の土壌還元・酸欠状態にどう対応したかになると考えられる。「雪若丸」は6月下旬までに茎数を確保できないと収量が低下する。このことは2月及び6月に生産組織の代表者を集めた研修会で強調してきたが、防ぎきれなかった。</p> <p>土壌還元対策としては、田植後一時的に水を落とす田干しなどがある。また、「雪若丸」は6月中旬の茎数が少ない場合、補完的に追肥を行う技術がある。現在、農業総合研究センターや農業技術普及課と連携して原因や対策を整理しており、来年2月頃に予定している生産組織を対象にした研修会において、「雪若丸」の品種特性と栽培のポイントを再度周知していきたい。</p> |
| 船山委員 | <p>「『雪若丸』栽培マニュアルに沿って栽培したが、収量が少なかった。」「地域別の栽培マニュアルがほしい。」という生産者の声がある。このことに対して県はどう考えているか。</p> |
| 水田農業推進主幹 | <p>「雪若丸」の栽培マニュアルは、「つや姫」と同様に県一本で作成し、それに沿って生産することとしている。「雪若丸」は、ササニシキと似た穂数型の特性がある。この品種特性を生産者と共通認識の下、栽培指導していきたい。</p> <p>また、マニュアルでは、地力の中庸なところ、高いところ等、肥料の量を加減できるように策定している。現在のマニュアルを基本に、研修会等を通し、「雪若丸」の品種特性を生産者に熟知してもらい、栽培管理を行うようにしていきたい。</p> |
| 船山委員 | <p>以前は気温が高い時に追肥が必要という情報が提供されていたが、今年はきめ細やかな指導という点についてはどう考えているか。</p> |
| 水田農業推進主幹 | <p>ササニシキ主体の頃は、出穂直前の穂肥、出穂後の実肥などが行われてきたが、「米づくり運動」では品質・食味を重視した米づくりを推進しており、出穂直前の穂肥や実肥は米のタンパク質含有率を上げ、食味を低下させることから、追肥は7月上旬までとし、根の活力を維持するために、水と酸素を供給するきめ細かな水管理を行うこととしている。</p> <p>また、技術情報については、メールマガジン等でタイムリーにJA等関係機関や生産者に提供している。特に「雪若丸」の生産組織へは、ダイレクトメールを使い直接情報を提供しており、これからも総合支庁やJAと連携してきめ細かな情報提供を行っていく。</p> |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|--------------|--|
| 船山委員 | 作況指数について、実質的な収量が農家に伝わらなかったことが問題だったと思うが、その点についてどう考えているか。 |
| 農業技術環境課長 | 9月発表の作況指数99が、10月末時点では96に低下した。大きな原因は登熟不良である。8月末と9月15日に登熟調査を行い、米の実り具合の情報提供を行っているが、現在のやり方は、塩水を使った籾ベースでの把握であり、玄米にした状態での把握には至っていない。試験研究機関・農業技術普及課と連携して改善していかなければならないのではないかとすることが教訓であったと考えている。3～5年間データを蓄積して、玄米ベースで米の実り具合を調査していくことが必要である。来年度へ向けて県関係機関と連携して検討していく。 |
| 船山委員 | 今年は50年に一度あるかないかの不作の年だが、大きな教訓を得られた年でもある。作況指数や収量予測を毎年行うような体制を構築してほしい。 |
| 船山委員 | 米の生産体制が弱体化しているのではないかと感じている。営農指導だけでなく、土地改良区、更には共済組合なども含めた、農業生産に関わる関係団体の体制構築について県からの呼びかけをお願いしたい。 |
| 農業技術環境課長 | 今回の作況は、登熟調査の中でも見い出せなかった。従来、東北地域で作柄が低下する場合は、いわゆる「冷害」で8月には実っていないとか、イモチ病の大発生とか、誰が見てもある程度わかるような状況があり、共済の申告などが行われていたが、今回のような登熟不良については、見極めが困難で、我々もそこまで至らなかった。普及指導員もJAの指導員も数が減っている中で、生産者にタイムリーな情報を提供していくためには、本県が長年、関係機関一体となって取り組んでいる「米づくり運動」の中で共済組合なども含めて情報共有しながら、一歩踏み込んでいくことも必要ではないかと考えている。来年2年目を迎える「攻めの米づくり運動」で、そういう面でも攻めていかなければならないと思っている。 |
| 船山委員 | 今回、渇水について指導が後手に回ってしまった感がある。連絡・協調体制を強化して、来年の米づくりに当たってほしい。 |
| 船山委員 | 高齢化に伴い稲作農家が減少する中で、稲作団体において持続的な生産体制を構築しているなどの事例はないか。 |
| 農業経営・担い手支援課長 | <p>高齢化に伴う担い手減少に対する取組みとして、「人・農地プラン」について地域で話し合いを行い合意形成を進め、担い手への農地集約を促進するため、地域で積極的に話し合いを行っている。</p> <p>昨年度から県内8ブロックに分け、「人・農地プラン」の取組みについて意見交換を行っているが、その中で、集積が進んだ地域において、米の作付状況を地図に落とし込み、その地図を見ながら集約を図ることで、作付け割り当てがスムーズに進んだという事例がある。</p> |
| 船山委員 | 農業関係団体から農業用機械による除雪に用いる軽油の課税免除の要望が出されている。秋田県では免除しているようだが、本県ではどのような状況か。 |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|--------|---|
| 農政企画課長 | <p>制度的なことは総務部の所管となるが、軽油引取税の課税免除は、道路の使用に直接関係の無い特定の用途について、農業だけでなく様々な業種が対象になっていると承知している。農業については、耕うん整地や栽培管理、収穫調整といった用途にトラクター等を使用する場合の軽油について課税免除されており、除雪に関しては、本県では課税免除の対象として認めていない。</p> <p>農業団体から継続的に要望はいただいているので、総務部に引き続きつないでいきたい。</p> |
| 船山委員 | <p>課税免除できるような方向で検討してもらえればありがたい。</p> |
| 志田委員 | <p>由良や鼠ヶ関は本県漁業の主力漁港である。由良漁港には以前上架施設があったが今は使えないことから、地元では上架施設の設置を望んでいる。今年に入り県の方で地形測量を実施したと聞いているが、これまでの経緯や設置場所などについて聞きたい。</p> |
| 水産振興課長 | <p>昭和 32 年からいくつかの船揚場を設置し、小型漁船を中心に今も利用されているが、20mを超える底引き船は陸揚げできない状況にある。漁協からの要望も受け、西船揚場における測量を今年 6 月に行った。</p> <p>船揚場を計画するうえでは、陸側の背後地利用が望ましいが、相続等の問題で用地取得が困難である。このため、漁協における上架施設選定結果を受けて、港内側へのスロープ延伸を基本に考えている。これにより、底引き船の上架も可能となる。</p> |
| 志田委員 | <p>船揚場と上架施設の整備には相当の費用もかかると思うが、できるだけ地元負担の軽減を望みたい。今後のスケジュール、事業メニュー、負担方法などはどうか。</p> |
| 水産振興課長 | <p>漁協における上架施設選定後は、船揚場の改修計画を立て、平成 31 年度に水産庁と協議を進めて予算確保に努め、32 年度の 10 月頃までに船揚場を改修し、引き続き漁協による上架施設の設置を予定している。</p> <p>費用負担は、船揚場改修に補助事業の活用が可能であれば国 50/100、県 43/100、市 7/100 と考えているが、単独事業であれば県 93/100、市 7/100 と考えている。上架施設は漁協が主体となるが、水産庁と協議し補助事業を活用できるよう県も支援していく。</p> |
| 志田委員 | <p>由良漁港の底引き船は 7 隻と聞く。これまで酒田や鼠ヶ関に回航していた船が由良に上架でき、はえ縄漁船も上架できればよりありがたい。</p> |
| 志田委員 | <p>先般、内陸の方が庄内で釣りをしていて亡くなるといった痛ましい事故があった。こういった海難事故の場合、水難救済会に属する漁業者が出動しているが、9 月 15 日にその合同訓練を拝見する機会があった。メンバーの高齢化が非常に進んでおり、訓練の際、技術のレベルも低いと感じた。</p> <p>水難救済会は海保の下部組織と思っていたが、水難救済会の概要について聞きたい。</p> |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|--------|---|
| 危機管理課長 | <p>山形県水難救済会は、山形県沿岸における水難による人命、船舶及び積荷を救済し、海上産業の発展と海上交通の安全確保に寄与することを目的に活動しており、公益社団法人日本水難救済会の会員という位置付けになっている。</p> <p>沿革については、明治34年に加茂に救難所を創設、同年湯野浜に、35年は鼠ヶ関に支所を設立して以来、沿岸地域に救難所を増設するとともに、昭和24年には社団法人日本水難救済会山形県支部と改称し、事務所を酒田海上保安部に置いた。</p> <p>その後、41年に事務所を山形県水産事務所に移転、4年後の45年に事務所を山形県漁協に移転した。平成11年に社団法人日本水難救済会山形県支部を廃止し、山形県水難救済会と名称を変更し現在に至っている。</p> |
| 志田委員 | <p>総括すると、海上保安部が酒田にあり、鶴岡の方の突発的な事故には間に合わないの、海保の活動を補完するものと理解している。救助活動の最近の状況を教えてほしい。</p> |
| 水産振興課長 | <p>北は吹浦から南の鼠ヶ関までに11か所の救護所があり、漁師が活動を行っているが、今年はまだ途中だが、人命13人、漁船で3隻、平成29年が7隻、28年が5隻、27年が2隻の救助活動を実施している。また、プレジャー船は、27年の実績はないものの、28年から今年まで毎年2隻の救助活動を実施している。</p> |
| 志田委員 | <p>いざとなれば、網を捨ててまで人命救助に、というのが理念のはず。救助されるのは、庄内の方は何人か、それ以外の方は何人か、と事務局に聞いてみたところ、「感覚的には半分半分、庄内以外の方が多いかも」ということだった。</p> <p>漁船同士の活動ということはあるが、収支状況で市町助成金収入のところを見ると、庄内の2市3町しか参画していない。青い羽根の募金で協力しているところはあるが、全県で対応する必要があると思っているが、危機管理課としての認識はどうか。</p> |
| 危機管理課長 | <p>庄内以外の方の救助費用負担のあり方であるが、青い羽根募金の活動については、市町村の防災担当課長会議等の機会を捉えて募金のお願いをしている。費用負担について、課題整理は難しいところであり、今は寄付として協力してもらっている状況である。</p> |
| 志田委員 | <p>オール山形で取り組むべきではないかと考えるが、隣の秋田県では、全ての市町村が何がしかの手立てや負担をしている。また、今も代わってなければだが、男鹿市長がトップとも聞いている。ちなみに、事務局は、山形県は県漁協であるが、秋田県はどこか。</p> |
| 危機管理課長 | <p>県庁の危機管理部門にある。</p> |
| 志田委員 | <p>秋田の様にとまでは言わないが、交流人口の増加やインバウンド・観光の促進などを進める上で、山形県の体制はどうか。</p> <p>モーターバイクやゴムボートでの釣りなどは危険であり、この辺の対策もしっかり行うべきであり、合同訓練も効果が上がるようにすべき。今後の体制整備への対応はどうか。</p> |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|--------|---|
| 危機管理課長 | 水難救済会は、海上保安部の活動を補完する重要な役割を果たしている団体である。水産振興課と連携し、何が出来るのか取組みを検討していきたい。 |
| 水産振興課長 | 水産振興課としても、活動しているのが漁業者であるということが、あまり県民の皆様にも知られていないので、知ってもらわなければならないと思っている。全県的な取組みになるよう、危機管理課とも相談し、どのようなことができるか考えていきたい。 |
| 志田委員 | みなさんボランティアで頑張っている。青い羽根募金の協力の呼びかけなど、よろしくお願ひしたい。 |
| 志田委員 | 専門職大学制度はそもそも農業分野に限ったものではないところ、本県において農業分野の検討を始めることになったきっかけは何か。 |
| 農政企画課長 | 平成 28 年 11 月に政府が T P P 対策の方向性を示す「農業競争力強化プログラム」を策定し、その中で「人材力の強化」として、次世代の農業経営者を育成するため専門職大学の設置を推進するという方針が示された。その後、29 年春に学校教育法が改正され、専門職大学が制度化されたことを受け、この制度が農林業分野の人材育成に活用できるものなのか検討を開始したものである。 |
| 志田委員 | そうすると農林水産省から専門職大学制度の情報が直接入ってきて、それを受け農林水産部内で検討を開始したということになるが、知事も了承の上で検討しているということでしょうか。また、専門職大学の必要性や大学の理念、県内の同種の教育機関との役割分担については検討しているのか。 |
| 農政企画課長 | <p>知事が了承しているかという点については、部として検討していることは説明し、承知している。また、平成 28 年 11 月に政府の方針が示され検討を開始し、29 年春の「政府の施策等に対する提案」の中で、より詳細な検討を進めるために設置基準を早期に制定することや、設置や運営に関する財政支援を創設することについて提案し、今年春の提案においても専門職大学に関する提案を行っており、知事にしっかりと説明した上でこうした提案を行っている。</p> <p>次に、必要性や理念、既存機関との役割分担という点については、これから議論を深めていく必要があるが、個別に農林業関係者から意見を聴いた現状によると、現在の農林大学校は即戦力の人材育成の機能をしっかりと果たしているという評価がある一方で、2 年間という限られた時間の中で、今後の農林業の経営というものを考えると、もう少し踏み込んだ教育が必要なのではないかという声もある。経営に関する知識面や I C T 等の先端的な技術面など、強化すべき部分についてはいろいろな意見があるが、専門職大学制度は、実習を行いながら理論的な部分も深めることを目指しており、この制度の活用が、人材育成の有効な手段になるのではないかということで、現在、検討を進めている。</p> |
| 志田委員 | 農林水産部としては、これから積極的に進めていこうとしていると理解したが、現在の農林大学校と新しい大学をどのような形にしようとしているのか、検討は進んでいるのか。 |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|--------|--|
| 農政企画課長 | <p>可能性としては、4年制の大学に加えて、2年間の短期集中で即戦力の人材育成を行う農林大学校のような実習をメインとした教育機関の機能を存続させるのか、そうではなく、大学一本にしていくのかというところで、大きな違いがでてくるが、この点については、いろいろな意見を聴いていかなければならないと考えている。</p> <p>その上で、短期集中型の教育機関が引き続き必要となった場合の方法としては、現在と同じ専門学校や農林大学校とするのか、あるいは先行して検討している静岡県のように短期大学化するのか、選択肢として考えられるが、いずれにしても必要性や理念も含め、今後開催を予定しているシンポジウムや意見交換会の中で、しっかりと意見を聴いていきたい。</p> |
| 志田委員 | <p>2年制の専門職短期大学ということも含めてこれから検討していくということではどうか。</p> |
| 農政企画課長 | <p>現時点での整理ということになるが、2年間の短期集中型の農林大学校については評価されているが課題もあると考えており、それをどうやってクリアしていくかということが検討の出発点で、大きな論点としては、2年間の中で実習や新しい課題も含めカリキュラムは目一杯組まれている状況にあり、これを更に増やしていくということは難しく、こうしたことも踏まえ、4年制の大学として、専門職大学制度の活用について検討を開始したものである。</p> |
| 志田委員 | <p>大学を設置するとなれば、検討委員会を立ち上げ基本構想や基本計画を策定し、設置認可申請があって、その後学生を募集し開学という流れになると思うが、今後のスケジュールについては検討しているのか。</p> |
| 農政企画課長 | <p>平成31年度当初予算の要求概要にも記載しているが、来年度も高度な農林業人材育成のあり方について引き続き検討を深めていきたいと考えている。具体的には、1月に開催するシンポジウムや意見交換会での意見を整理し、来年度は有識者による継続的な検討会を立ち上げ、大学ありきではなく、大学も含めた人材育成のあり方について議論を深めたいと考えている。</p> <p>仮に大学を設置するとなった場合には、基本構想や基本計画、その先の設置認可申請などいろいろなプロセスがあると承知しているが、設置に向けた具体的なスケジュールまで現状として見通しているということではなく、まず来年度は、人材育成のあり方の検討を更に深めていきたいと考えている。</p> |
| 志田委員 | <p>今の話を聞くと、順調に進んだとしても、大体3、4年はかかると感じたが、検討状況や出てきた意見などを、逐次、議会に報告してもらいたい。</p> |
| 志田委員 | <p>設置基準を見ると専門職大学は産業界や地域社会と連携を取ることが義務づけられており「教育課程連携協議会」を設置するよう定められている。農林業分野であれば、JA等の農業関係団体や農林業経営者、大学の専門家などがメンバーになると思うがどうか。</p> |
| 農政企画課長 | <p>専門職大学は産業界との連携が大きなポイントであると文部科学省も説明しており、卒業後就職する受入れ側が求める人材を育成する大学にしていかなければ</p> |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|----------|---|
| 志田委員 | <p>ならず、そのためにはカリキュラム編成の段階から産業界にも関わってもらう必要があることから「教育課程連携協議会」の設置が法律上義務づけられているものである。農林業系の専門職大学を設置するとなれば、農林業関係の団体の方や就職先となる法人の方からメンバーに入ってもらおうことになると考えている。</p> <p>設置基準の中には、敷地面積、校舎面積、体育館、図書館などの基準もあり、仮に現在の農林大学校の場所に設置するとしたら基準は満たすのかということや、定員をどうするのか、定員に応じた教員は何人必要でどうやって集めてくるのか、現在の農林大学校の教員はどうなるのかなど、いずれにしても農林大学校との兼ね合いは避けて通れない課題であると考えており、そうしたことについての検討はどうなっているのか。</p> |
| 農政企画課長 | <p>設置基準には子細に渡る様々な要件が定められており、仮に農林大学校を念頭に置いた場合は、校地はかなり広く問題はないと思われるが、校舎面積や図書館、教員の要件など、設置基準に照らし合せて検討すべき項目はたくさんあると考えており、今年、文部科学省に設置認可申請をした静岡県の事例なども勉強しながら整理していく必要があると考えている。</p> |
| 志田委員 | <p>全国的に農業系で検討しているのは現時点で静岡県だけで、静岡県では経営や環境の能力を深めていくことを打ち出している。静岡県の考え方が本県に全てそのまま当てはまるものではないと思うが、参考にしながら議論を進めてもらいたい。せっかく作るのだから、いいものを作りましょうというのが私の基本的な考え方である。</p> |
| 楳津副委員長 | <p>本県のさくらんぼの出荷規格順守の取組みは、生産者等にどのように浸透しているのか。</p> |
| 園芸農業推進課長 | <p>本県では、平成24年にさくらんぼの出荷規格を改正し、S階級を廃止するとともに着色の基準を高くした。</p> <p>改正した出荷規格を順守する取組みを、オール山形体制で進めており、今年度は、ポスターの掲示の他、13,000枚のチラシを全生産者に配付した。また、6月には県内主産地の4市場を毎週巡回したほか、沿道販売店187箇所の巡回、東京市場での周知活動などを行った。</p> <p>このような活動により、さくらんぼの出荷規格の順守の取組みは、県内のさくらんぼ生産者や県内外の市場に浸透している。</p> |
| 楳津副委員長 | <p>平成24年にさくらんぼの出荷規格を改正した効果はどうか。また、産出額の伸びはどうか。</p> |
| 園芸農業推進課長 | <p>産出額と収穫量から計算した単価を、出荷規格を改正した平成24年の前後と比較すると、21年から23年までの平均が1,756円/kgに対し、24年から28年の平均は2,335円/kgと、33%高くなった。</p> <p>単価が高くなった要因は、受粉樹の導入等により生産が安定したことに加え、出荷規格の改正が契機となり、摘果の実施、明るい園地づくりなどによる着色や大玉生産が定着したためと考えている。</p> |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|------------|---|
| 榎津副委員長 | <p>産出額は、23年が275億円であったが、28年は344億円となっている。29年の産出額は28年を超える見込みであり、30年は更にその額を超える見込みである。</p> <p>「ラ・フランス」について、販売開始基準日を設定しているが、その効果はどうか。</p> |
| 園芸農業推進課長 | <p>おいしい「ラ・フランス」を消費者に届けることを目的に、平成25年から「ラ・フランス」の販売開始基準日を設定し、オール山形で取組んでいる。</p> <p>産出額と収穫量から計算した単価を、販売開始基準日を設定した25年の前後で比較すると、21年から24年の平均が256円/kgで、25年から28年の平均が305円/kgとなり、19%高くなっている。</p> <p>この取組みにより、収穫適期前の早もぎした果実が出荷されなくなり、美味しいものが出荷されるようになったことが、単価向上に結びついたと考えている。</p> |
| 榎津副委員長 | <p>他の品目で、産地評価を高めるような取組みはあるのか。</p> |
| 園芸農業推進課長 | <p>県では、平成28年度に、光センサーを用いて、えだまめの食味を非破壊で評価する技術を日本で初めて開発した。</p> <p>現在、この技術を実用化に移して生産者の栽培技術の改善につなげ、品質を向上させていくことを考えている。また、その取組みをアピールして産地の評価を高めていく考えである。</p> |
| 榎津副委員長 | <p>10年前に県産種雄牛の「平忠勝」がデビューし、その後、県内畜産の振興に大きく貢献したと聞いている。これまでの成果をどのように認識しているか。</p> |
| 畜産ブランド推進主幹 | <p>「平忠勝」は平成19年度に種雄牛としてデビューし、現在16才と高齢となっているものの人気は落ちていない。19年度からの10年間で、累計10万3千本を超す凍結精液が販売され、総称山形牛の品質向上に大きく貢献している。</p> <p>また、同じく19年度から進めている「やまがたの和牛増頭運動」と併せ、繁殖農家を中心とした県内生産者の士気の高まりにもつながったと考える。その結果、全国的に繁殖雌牛が減少する中で、本県の繁殖雌牛は、ここ10年で約1.6倍に増えている。</p> |
| 榎津副委員長 | <p>「平忠勝」に続く種雄牛は何が作られ、どのように活用されているのか。</p> |
| 畜産ブランド推進主幹 | <p>平成26年度に「平忠勝」の息牛（雄の子）の「満開1」がデビューし、約2万本の凍結精液が販売され、その子牛が肥育牛として出荷され始めているが、A-5の上物が多く出てきている。</p> <p>直近では、29年度に但馬系の「幸花久」と「神安平」2頭の種雄牛がデビューしている。中でも「幸花久」は、きめ細かな霜降りが入るのが特長で、これまで約1万2千本の凍結精液が販売されており、子牛が子牛市場に出荷される時期となってきている。年明けの1月に山形最上家畜市場において、セリの開始前に「幸花久」の子牛の出荷セレモニーを行う予定としており、積極的にPRを展開し、優良な山形生まれ山形育ちの和牛子牛の増産を図っていきたい。</p> |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|------------|--|
| 榎津副委員長 | 産地間競争が激化している。今後とも種雄牛づくりに励んでもらいたい。 |
| 榎津副委員長 | 中国への和牛受精卵や凍結精液の持ち出し事例があったが、県の対応はどうか。 |
| 畜産ブランド推進主幹 | <p>家畜伝染病予防法により、動物の精液・受精卵を輸出する際は農林水産省動物検疫所で輸出検査を受けなければならないが、和牛の精液・受精卵については、どの国にも輸出できない状況になっている。</p> <p>県としては、和牛精液に添付される人工授精用精液証明書を厳格に運用することにより、適切な和牛精液の流通を指導している。</p> <p>現行法では、和牛の遺伝資源保護が法整備されておらず、今後の国の動きを見ながら適切に指導していく。</p> |
| 榎津副委員長 | 国へも要望し、和牛遺伝資源の流出が無いよう県としても管理・指導してほしい。 |